令和5年組合議会2月定例会 (令和5年2月15日)

上尾桶川伊奈衛生組合議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会

目 次

招集告示					1
応招·不応招議員					2
		議	事		
2月15日(水)					
	○出席議	員			4
	○欠席議	員			4
	○地方自	治法第121条の	規定により説明の	のため出席した	人 4
	○職務の	ため議場に出席	席した人		5
	○開会及	び開議の宣告・			6
	○会議録	署名議員の指名	名		6
	○会期の	決定			6
	○議事日	程の報告			6
	○諸報告	÷			6
	○提出議	業の報告及び	上程		7
	○提出議	案の説明			7
	○提出議	案に対する質疑	誕		18
	○衛生組	合事務に対する	る一般質問		31
	○討	論			43
	○採	決			45
	○委員会	法提出議案の報告	告及び上程		46
	○提出議	案の説明			46
	○提出講	案に対する質疑	疑		49
	○討	論			49

○採 決49	
○閉会中の継続審査49	
○管理者の挨拶50	
○閉会の宣告50	

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第1号

令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月3日

上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者 小野克典

1 日 時 令和5年2月15日(水) 午前10時

2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

応招議員(12名)

1番	星	野	充 生	議員	2番	井	上	智	則	議員
3番	藤	原	義春	議員	4番	尾	花	瑛	仁	議員
5番	岡	野	千枝子	議員	6番	池	田	達	生	議員
7番	新	島	光明	議員	8番	小	JII	明	仁	議員
9番	仲	又	清 美	議員	10番	村	Щ	正	弘	議員
11番	北	村	あやこ	議員	12番	浦	和	三	郎	議員

不応招議員(なし)

2 月 定 例 会

第 1 日

令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会 第1日

令和5年2月15日(水曜日)

- ○議 事 日 程
- 第1 開 会
- 第2 開 議
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 提出議案の報告及び上程
- 第7 提出議案の説明
- 第8 提出議案に対する質疑
- 第9 衛生組合事務に対する一般質問
- 第10 討 論
- 第11 採 決
- 第12 委員会提出議案の報告及び上程
- 第13 提出議案の説明
- 第14 提出議案に対する質疑
- 第15 討 論
- 第16 採 決
- 第17 閉会中の継続審査
- 第18 閉 会

○出席議員(12名)

1番 星 野 充 生 議員 2番 井 上 智 則 議員 3番 原 義春 議員 藤 瑛 仁 4番 花 議員 尾 千 枝 子 5番 出 野 議員 6番 池 達 生 議員 田 7番 新 島 光 明 議員 明 仁 8番 議員 小 Ш 9番 議員 仲 又 清 美 10番 村 山 正 弘 議員 11番 北 村 あやこ 議員 和 三 郎 議員 12番 浦

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者 小 野 克 典 君 副管理者 畠 山 稔 君 副管理者 君 大 島 清 会計管理者 野 原 悦 子 君 組 合 小 高 稔 君 事務局長 組合事務局 稲 垣 達 也 君 次 長 組合事務局 大 野 優 君 次 長 参 口 与 堀 愼 君 金 参 与 子 由 則 君 参 与 久 木 正 君 参 与 木 村 弘 君 参 与 武 藤 聡 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 松 澤 義 章 君 書 記 和 田 駿 君 組合事務局 石 川 和 茂 君 主 查

午前10時02分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長(浦和三郎議員) ただいまから令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を 開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長(浦和三郎議員) これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

3番 藤原義春議員

10番 村山正弘議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長(浦和三郎議員) 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(浦和三郎議員) 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長(浦和三郎議員) なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長(浦和三郎議員) この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めておりますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願い

ます。

以上で諸般の報告を終わります。

△提出議案の報告及び上程

○議長(浦和三郎議員) 次に、本定例会に管理者から第1号議案から第7号議案までの議案 7件の提出がありましたので、御報告をいたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長(浦和三郎議員) 次に、本定例会に管理者から提出されました第1号議案から第7号 議案までの議案7件を議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〇管理者(小野克典君) おはようございます。

本日ここに、令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、この場をお借りいたしまして御報告をさせていただきます。

今年度、処理施設の外壁屋上防水工事をしておりますが、外壁に組合構成市町のマスコット キャラクターの看板を設置させていただきました。お時間がございましたら、後ほど御覧いた だけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本定例会におきまして御審議いただきます第1号議案から第7号議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児と仕事の両立を支援するため、職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げることなどに関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告等に準じて職員の給料及び勤勉手当の改定をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第5号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護法施行条例の制定につきまして は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の施行のための条例を制定したいの で、この案を提出するものでございます。

次に、第6号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算(第2回)でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ757万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,103万8,000円としたいので、御提案を申し上げるものでございます。

次に、第7号議案 令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算でございますが、歳 入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,786万2,000円とするものでございます。前年度より6,796 万4,000円、率にして20%の減額予算となったところでございます。

なお、予算編成に当たりましては、当組合は主たる財源が構成市町の負担金であることを十分に認識し、限られた経費で最大の効果を挙げることを基本とし、継続的な環境衛生の維持に 努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、 提案説明とさせていただきます。

○議長(浦和三郎議員) 続いて、当局から細部説明を求めます。 小高事務局長。

○組合事務局長(小高 稔君) 第1号議案から第7号議案につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の御準備をお願いいたします。

第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊 奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、補足 説明をさせていただきます。 提案理由といたしましては、育児と仕事の両立を支援するため、職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、第1条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例 の一部改正でございます。

改正前の第2条の3の規定を改正後の第3条の2へ移行し、第3条において、法改正により 育児休業の取得が1回から原則2回までとなったことから、関係条文を削るとともに、号の繰 上げと引用部分及び字句の整理を行うものでございます。

また、第10条は、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるものでございます。

次に、第2条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の 一部改正でございます。

新旧対照表中の第14条第2項第15号で、育児・養育のための休暇の対象期間を出産の日以後1年を経過する日まで取得できるように拡大するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第1号議案の説明は以上でございます。

続きまして、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を 改正する等の条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳 に引き上げること等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

議長の許可をいただき、第2号議案補足資料を配付させていただきましたので、議案書と併せて御覧をいただきたいと存じます。

1ページの第1条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の改正後の欄の冒頭には、目次を新設しております。

次に、新旧対照表の第1条は、地方公務員法の一部改正に伴い、根拠となる条文を改めるものでございます。

次に、2ページの第2章 定年制度は、補足資料の主な内容の1点目に該当する部分でございます。

第3条は、職員の定年を65歳とし、第4条は、字句の修正のほか、第1項のただし書で定年による退職の特例を追加しております。

次に、4ページの第3章 管理監督職勤務上限年齢制は、補足資料の主な内容の3点目に該

当する部分でございます。

第6条は、対象となる管理監督職の範囲を、第7条は、管理監督職としての勤務の上限年齢、 いわゆる役職定年年齢を60歳と定めるものでございます。

第8条は、役職定年制により職員を他の職に降任等を行う際の基準を第1号から第3号まで 定めるものでございます。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度の特例、いわゆる特例任用について 規定するものでございます。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意について、第11条は、延長事由が消滅した 場合の措置について定めるものでございます。

次に、7ページの第4章 定年前再任用短時間勤務制は、補足資料の主な内容の4点目に該当する部分でございます。

第12条は、60歳に達した日以降、定年退職日相当日までに退職した職員を、選考により短時間勤務の職に採用することができると規定するものでございます。

次に、8ページの第5章 雑則の第13条は、この条例の施行に関する必要な事項は、管理者が定めるものと規定するものでございます。

次に、附則でございますが、附則第3項は、補足資料の主な内容の1点目に該当する部分で、 令和5年度から職員の定年が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳とす る経過措置を規定するものでございます。

次に、附則第4項は、60歳に達する年度の前年度に60歳以降の任用及び給与に関する情報 提供を行い、勤務の意思を確認するように努めることを規定するものでございます。

次に、9ページの第2条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する 条例の一部改正で、減給の懲戒処分を受けた職員の給料の月額について規定するものでござい ます。

次に、10ページの第3条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、附則において降給に関する経過措置を新たに規定するものでございます。

次に、11ページの第4条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正で、補足資料の主な内容の2点目に該当する部分でございます。

次に、17ページの第5条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正で、別表第1(給料表)を改めるものでございます。

次に、21ページの第6条は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でご ざいます。

次に、第7条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でご ざいます。

次に、23ページの第8条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に 関する条例の一部改正でございます。

次に、26ページの第9条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に 関する条例の一部改正でございます。

次に、27ページの第10条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止 するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条、この条例は令和5年4月1日から施行するものと規 定するものでございます。

次に、第2条以降は、各規定に関する経過措置等でございます。

第2号議案の説明は以上でございます。

続きまして、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する 条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定 したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、第1条及び第3条は、令和4年12月に支給する正副管理者及び議会議員の期末手当の支給月数を、現行の100分の215から100分の225に、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条及び第4条は、令和5年度から支給する期末手当の支給月数を平準化するため、100分の220に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項、この条例は令和5年3月1日から施行しますが、第 2条及び第4条の期末手当の平準化の規定については、施行期日を令和5年4月1日とするも のでございます。

次に、第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後の規定は、令和4年12月1日から 適用するものでございます。

次に、第3項は、この条例による令和4年12月1日以後に支払われた期末手当については、 この条例による改正後の規定に基づいた期末手当の内払いとみなし、差額分を支給するための 規定でございます。

第3号議案の説明は以上でございます。

続きまして、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告等に準じて職員の給料及び勤勉手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、第1条は勤勉手当の改定でございます。勤勉手当の支給月数を100分の95から100分の105に改め、また再任用職員については100分の45から100分の50に改めるものでございます。

次に、第2条は月例給の引上げでございます。若年層30代半ばまでの職員が在職する級を対象に、給料表を2ページ以降の表のように改定するものでございます。率にして平均0.1%の引上げとなってございます。

次に、5ページの第3条は、令和5年度以降の勤勉手当の支給月数を平準化する規定でございます。

最後に、附則でございますが、第1項は、この条例は令和5年3月1日から施行いたしますが、第3条の勤勉手当の平準化の規定については、令和5年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2項第1号は、第2条の給料表の改正は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2号は、第1条の勤勉手当の改正は、令和4年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項は、この条例による改正前に支給された令和4年4月1日以後に支払われた給与については、この条例による改正後の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなし、差額分を支給するための規定でございます。

第4号議案の説明は以上でございます。

続きまして、第5号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護法施行条例について、補 足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の施行の ための条例を制定したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、第1条は条例の趣旨について、第2条は用語の定義について、第3条

は開示請求に係る手数料について、第4条は開示決定等の期限について定めるものでございます。

次に、2ページの第5条は開示決定の期限の特例について、第6条は訂正決定の期限について、第7条は利用停止決定等の期限について定めるものでございます。

次に、3ページの第8条は、本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置について、 第9条は審査会への諮問について、第10条は委任に関する規定でございまして、この条例の 実施のため必要な事項は規則で定める旨を規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条は、この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

次に、第2条は、現行の上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例及び 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例を廃止することについて規定するものでございま す。

次に、4ページの第3条及び第4条は、情報公開・個人情報保護審議会条例等の廃止に伴う 経過措置について定めるものでございます。

次に、6ページの第5条は、違反行為の処罰の経過措置について規定するものでございます。 次に、第6条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会の名称を改めるため、上尾、桶 川、伊奈衛生組合情報公開条例の一部を改正するものでございます。

次に、第7条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会の名称等を改めるとともに、その所掌事項について規定するため、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会条例の一部を改正するものでございます。

次に、9ページの第8条は、改正前の上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会条例の規定により委嘱を受けている委員について、改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により委嘱を受けた委員とみなすことについて規定するため、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会条例の一部を改正するものでございます。

次に、第9条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査会の名称を改めるため、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正するものでございます。

次に、10ページの第10条は、廃止する上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開・個人情報保護 審議会条例に基づく審議会の委員に係る報酬及び費用弁償の規定を削るとともに、上尾、桶川、 伊奈衛生組合行政不服審査会の名称を改めるため、上尾、桶川、伊奈衛生組合特別職の職員で 非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。 第5号議案の説明は以上でございます。

続きまして、第6号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算(第2回)について、補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ757万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,103万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

なお、今回の補正予算につきましては、年度における最後の補正予算となりますことから、 歳入歳出ともに決算額を見込んだ事業費の整理が主なものとなっており、その過不足が生じる ものにつきまして補正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、1款分担金及び負担金の1目組合市町負担金につきましては、補正前の額2億5,780万円から補正額197万円を減額し、2億5,583万円とするものでございます。

内訳につきましては、上尾市さん129万6,000円、桶川市さん42万1,000円、伊奈町さん25万3,000円の減額でございます。

次に、4款繰入金の1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴う財源調整のため、補正前の額7,939万8,000円から補正額564万8,000円を減額し、7,375万円とするものでございます。

次に、6款諸収入の2目弁償金につきましては、原子力発電所事故による汚泥等の放射能検 査費用を東京電力ホールディングス株式会社から損害賠償金として新たに計上するものでござ います。

次に、9ページの歳出でございますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、1款議会費の1目議会費につきましては、補正前の額661万2,000円から補正額156万5,000円を減額し、504万7,000円とするものでございます。行政視察の中止に伴う減額などによるものでございます。

次に、2款総務費の1目一般管理費につきましては、補正前の額1億855万2,000円から補 正額395万8,000円を減額し、1億459万4,000円とするものでございます。

内訳でございますが、2節給料から10ページの4節共済費につきましては、人件費の増額 あるいは減額によるものでございます。

次に、8節旅費及び11節役務費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

次に、11ページの12節委託料のうち、説明欄、例規データ更新委託につきましては、条例 等の改正件数が増えたことにより、43万円を増額するものでございます。

次に、その下の財務書類作成支援業務委託から26節公課費につきましては、入札の執行残 及び決算見込みによる減額でございます。

次に、3目公平委員会費9万6,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国公平委員会連合会総会が書面議決となったことなどによる減額でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

3 款事業費の1目し尿処理費につきましては、補正前の額2億2,460万5,000円から補正額196万円を減額し、2億2,264万5,000円とするものでございます。

内訳でございますが、10節需用費の消耗品費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

次に、光熱水費の電気につきましては、電気料金の高騰に伴い予算の不足が見込まれること から、700万円を増額するものでございます。

次に、修繕料から14節工事請負費につきましては、入札の執行残及び決算見込みによる減額でございます。

第6号議案の説明は以上でございます。

続きまして、第7号議案 令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、補 足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,786万2,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳 入歳出予算によるとするものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入

金の借入れの最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

合計欄の本年度予算額 2 億7,786万2,000円、前年度予算額 3 億4,582万6,000円と比較しますと、6,796万4,000円の減でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、1款分担金及び負担金の1目組合市町負担金につきましては、本年度予算額2億5,640万円、前年度予算額2億5,780万円、前年度比較140万円の減でございます。

議長の許可をいただき、第7号議案説明資料を配付させていただきましたので、予算書と併せて御覧をいただきたいと存じます。

各市町の負担金は、上尾、桶川、伊奈衛生組合規約第13条の規定により、令和5年1月1 日現在の人口による負担割合となっております。負担金の内訳につきましては、上尾市さん1 億6,859万7,000円、桶川市さん5,468万8,000円、伊奈町さん3,311万5,000円でございます。

次に、2款使用料及び手数料の1目財産使用料につきましては、自動販売機設置による行政 財産の使用料でございます。

次に、2項手数料、1目処理手数料につきましては、処理手数料1.8トン当たり50円、処理量を2万4,900トンと見込み計上したところでございます。

次に、3款財産収入の1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金の運用利子でございます。

次に、4款繰入金の1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、5款繰越金の1目繰越金につきましては、令和4年度決算の繰越金の決算見込みを計上したものでございます。

次に、6款諸収入の1目組合預金利子につきましては、前年度と同額でございます。

次に、2項雑入、1目雑入につきましては、職員駐車場駐車料及びその他雑入といたしまして自動販売機の電気料金及びコピー料金を計上したものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、1款議会費の1目議会費につきましては、本年度予算額664万6,000円、前年度予算額661万2,000円、前年度比較3万4,000円の増となっております。増額の主な理由といたし

ましては、期末手当の増額によるものでございます。

次に、2款総務費の1目一般管理費につきましては、本年度予算額1億774万3,000円、前年度予算額1億855万2,000円、前年度比較80万9,000円の減でございます。

節ごとに主な内容を説明させていただきます。

初めに、1節報酬につきましては、行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審議会を行政 不服及び情報公開・個人情報保護審査会に統合することに伴い、必要な予算を計上したもので ございます。

次に、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、条例等に基づく人件費で ございます。

次に、8節旅費につきましては、前年度比較1万5,000円の減でございます。

次に、9節交際費につきましては、前年度と同額でございます。

次に、10節需用費につきましては、前年度比較 7 万5,000円の減で、主に消耗品費の減額によるものでございます。

次に、11節役務費につきましては、前年度比較10万2,000円の増で、金融機関とのデータの送受信に使用するインターネット回線の切替えに伴う通信運搬費などの増によるものでございます。

次に、12節委託料につきましては、前年度比較92万円の増で、12ページの説明欄、財務会計システムインボイス制度対応改修業務委託50万円、職員採用試験業務委託30万円などによるものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、前年度比較7万円の減でございます。

次に、17節備品購入費につきましては、消火器等を購入する予定でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度比較12万2,000円の減でございます。

次に、26節公課費につきましては、庁用車の車検のため、重量税が1万6,000円の増でございます。

次に、2目財政管理費250万3,000円につきましては、地方財政法第7条の規定に基づく財 政調整基金への積立金でございます。

次に、3目公平委員会費18万3,000円につきましては、前年度と同額でございます。

次に、1目監査委員費36万円につきましても前年度と同額でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

3 款事業費の1目し尿処理費につきましては、本年度予算額1億5,741万7,000円、前年度 予算額2億2,460万5,000円、前年度比較6,718万8,000円の減でございます。

節ごとに主な内容を説明させていただきます。

10節需用費につきましては、前年度比較55万7,000円の増でございます。増額の主な理由といたしましては、消耗品費のその他消耗品で、オゾン発生器の部品購入等で508万2,000円の増、光熱水費で電気料金の高騰に伴い871万5,000円の増となりますが、修繕料で1,324万円の減となることから、需用費全体では55万7,000円の増となったところでございます。

次に、12節委託料につきましては、前年度比較1,310万5,000円の増でございます。増額の 主な理由でございますが、新規事業として脱臭剤及び活性炭交換委託770万円、精密機能検査 委託500万円などによるものでございます。

次に、15節原材料費につきましては、前年度比較5万円の減でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましては、茨城県の北茨城市及び鹿嶋市への環境保全協力金でございます。

最後に、4款公債費と5款予備費につきましては、前年度と同額でございます。

第7号議案の説明は以上でございます。

〇議長(浦和三郎議員) 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

〇議長(浦和三郎議員) 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

(午前10時44分)

○議長(浦和三郎議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

△提出議案に対する質疑

○議長(浦和三郎議員) これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

発言は、自席で着座にてお願いをいたします。

11番、北村あやこ議員。

〇11番(北村あやこ議員) まず、6号議案の12ページです。光熱水費、電気の上がった

のは分かっているんですけれども、これの月別の使用量と金額の推移をグラフで御説明いただ きたいと思います。

次に、13ページ、外壁屋上防水工事の26万円の内訳、工事連絡票を基に工事の増減の経緯 と結果が分かる表で説明を願います。

また、入札なんですが、最低制限価格を設定しています。これは指名競争入札業者は知っていたのかどうか、どのようにお知らせしているのか教えてください。

また、比較的単純な業務については最低制限価格を設定しなくてもよいのではないでしょうか。修繕料はどのように考えられているのか伺います。

次に、7号議案です。

一般管理費の職員の研修なんですが、どこに幾ら計上されているのかちょっと分からないので教えてください。その予定と、今年度の実績も含めて、補正予算の分も含めて報告をいただきたいと思います。

また、パワハラに関する研修などはどうなっているのかも伺います。

次に、14ページのし尿処理費ですが、修繕料の内訳、ポンプ、ブロワは2年続けていますが、それはどのような工事なのでしょうか、説明を願います。

また、委託料で、入札で5年続けて同じ業者になっているリストと落札率の一覧表、また随 意契約の予定のリストとその理由の説明を願います。

以上です。

- ○議長(浦和三郎議員) 11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。 稲垣次長。
- **〇組合事務局次長(稲垣達也君)** 11番、北村議員さんより御質問いただきましたことについて、順次お答えさせていただきます。

初めに、第6号議案、補正予算書の12ページ、光熱水費、電気の月別使用量と金額の推移 について、グラフを用い説明願いたいについてでございますが、議長の許可を得てお配りした 資料の令和4年度電気使用量と金額の推移を御覧ください。

この資料は、上段にグラフ、下段に表を記載したもので、表の読み上げは割愛させていただきますが、表の1には令和4年4月から令和5年1月までの電気使用量と電気料金の実績をまとめてございます。

表に基づき作成したグラフについて説明させていただきます。

初めに、グラフ1の電気使用量の特徴でございますが、各月均等とならず偏差が生じており

ます。これは処理対象物のし尿・浄化槽汚泥の搬入量及び濃度により、生物処理に適した機器 設定を行っていることから生じる傾向でございます。

次に、グラフ2の電気料金の特徴でございますが、5月の支出額を最低とし、12月の支出額が最高の状況でございます。また、電気料金を使用量で割り求めた1キロワットアワー当たりの単価では、4月は1キロワットアワー当たり22.19円であったものが、徐々に上がり、令和5年1月には1キロワットアワー当たり34.76円まで高騰している状況でございます。

続きまして、第6号議案の補正予算書13ページ、外壁屋上防水工事の26万円の内訳、工事連絡票を基に、工事の増減の経緯と結果が分かる表で説明願いたいについてでございますが、 議長の許可を得てお配りした資料の外壁屋上防水工事、工事増減の経緯一覧表を御覧ください。

外壁屋上防水工事は、令和4年7月19日に7,447万円で契約に至ったものでございましたが、 資料にまとめた協議により、やむなく契約変更を行うこととなったものでございます。この変 更事案により生じた増減額は、増額627万円で、変更後の総額は8,074万円となったものでご ざいます。本補正予算では、当初予算8,100万円の執行残として、補正額26万円の減額を計上 したものでございます。

変更事案の経緯でございますが、仮設足場の設置後、現場代理人による現地調査、その調査結果に基づき行われた施工管理者による検証の結果、当初の施工箇所を超えるひび割れや浮き部分の補修が必要であることが判明したものでございます。これは、設計の段階では確認、推測できなかった地上面より2メートルを超えた壁面の状態確認が、仮設足場の設置により可能となったことから確認に至ったものでございます。工事を進める上で新たに確認されたひび割れや浮き部分の補修は、塗装前に必要な下地処理があり、適切な補修を施さなければ塗装により見込まれている防水性能を確保できないため、変更工事を実施したものでございます。

そのほか、ルーフファンの材質変更、屋上のドレーン周りの防水仕様、煙突ふさぎ材の材質 変更は、施工上必要な変更をしたものでございます。

現在は、令和5年3月20日の工期内完成に向け、最終的な調整工事、確認が行われている状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(浦和三郎議員) 大野次長。
- **〇組合事務局次長(大野 優君**) 御質問にお答え申し上げます。

初めに、最低制限価格を設定しているが、指名競争入札業者は知っていたのかについてでございますが、こちらは入札の案内通知の際、最低制限価格の設定がある旨を記載し、郵送で通

知しております。

次に、比較的単純な業務については最低制限価格を設定しなくてよいのではないか、修繕料はどのように考えているのかでございますが、組合におきましては、設計金額が500万円以上の修繕及び工事において最低制限価格を設定しており、単純な業務といった内容での設定は設けていないものでございます。

次に、第7号議案、一般管理費、職員研修はどこに幾ら計上されているか、予定と今年度の 実績を含めて報告をと、パワハラに関する研修はどうなっているかについてでございますが、 初めに、職員の研修は、一般管理費の18節負担金、補助及び交付金において、各種講習会負 担金25万円を計上させていただいております。また、令和4年度におきましては、補正予算 での減額につきまして、コロナ感染予防及び費用のかからない講習、研修への参加によりまし て20万円の減額となってございます。

次に、予定につきましては、彩の国さいたま人づくり広域連合の経験年数や階級による階層 別基本研修と、地方自治法、地方公務員法、民法などの階層別選択研修に参加できればと考え ております。

次に、今年度の研修実績でございますが、彩の国さいたま人づくり広域連合の研修会、埼玉県が主催する研修会、共済組合の主催する研修会、桶川市さんの主催する研修会に参加させていただきました。

次に、パワハラに関する研修でございますが、令和4年3月に彩の国さいたま人づくり広域連合から職場のハラスメントのDVDをお借りし、視聴することで職員研修を実施いたしました。今年度におきましては、現在職員のほうで平静で落ち着いている状態でございますので、研修の実施については状況を見定めているものでございます。

以上でございます。

〇議長(浦和三郎議員) 稲垣次長。

○組合事務局次長(稲垣達也君) 続きまして、第7号議案、当初予算書の14ページ、修繕料の内訳、ポンプ、ブロワは2年続けているが、その説明、委託料の入札で5年続けて同じ業者となっているリストと落札率の一覧表と、随意契約の予定のリストとその理由について説明願いたいについてお答えさせていただきます。

初めに、ポンプ、ブロワの整備を2年続けて計上していることについてでございますが、移送、送風の同一の目的で使用する機器のうち、複数台設置しているものは隔年の整備、1台の専用機器または著しく損傷の激しい機器は毎年の整備を計画し、施設の安定を保持しておりま

す。

議員御質問の続けての整備でございますが、それぞれ対象機器は毎年異なりますが、機器の種別を整備件名に使用していることから、ポンプ、ブロワ整備となっているものでございます。例えで申し上げますと、令和4年度はA号機、令和5年度はB号機と対象の機器を選定しているものでございます。

次に、委託料の入札で5年続けて同じ業者になっているリストと落札率の一覧と随意契約の 予定のリスト、その理由について説明を願いたいについてでございますが、議長の許可を得て お配りした資料の事業費、委託業務の入札結果一覧表を御覧ください。

この資料は、平成30年度から令和4年度に実施した3件の入札結果について、委託業務名、 年度、落札率をまとめたものでございます。

議員御質問の同一の落札者となっていることにつきましては、組合として意図するものでは ございません。入札の結果、落札者が同一となったものでございます。

次に、随意契約の予定のリストとその理由について説明願いたいについてでございますが、 議長の許可を得てお配りした資料の令和5年度事業費委託業務随意契約予定一覧表を御覧くだ さい。

この資料は、予算書14ページ、12節の委託料の説明欄に記載されている委託業務について 細分し、根拠法令及びその理由についてまとめたものでございます。表の上段より、脱水汚泥 等処理委託、槽清掃処分委託の随意契約理由でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行例第4条第9号イに基づく協議により、処分場を有する自治体と合意したためでございます。これは、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、行政区域外のもの はその行政区域の自治体に対し、あらかじめ処分の場所、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立て容量を通知することと定められており、この規定に基づく事前協議により、当該行政区域 の自治体と合意に至ったことから、協議で示した事業者と特命随意契約するものでございます。

次に、施設運転補助業務委託の随意契約理由でございますが、高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センター連合からの役務の提供によること から、特命随意契約とするものでございます。

次に、自動ドア保守委託、地下タンク漏洩検査委託、放射性物質濃度測定委託の随意契約理 由でございますが、予定価格が50万円を超えない額であるため、見積り競争により行う随意 契約でございます。

以上でございます。

○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

〇11番(北村あやこ議員) まず、最初の工事のことなんですけれども、ここに経過の一覧表がございます。外壁屋上防水工事ですが、1番から6番までありますが、それぞれプラスに幾らなのか、マイナスに幾らなのか、その点について御説明をいただきたいと思います。最終的に差引きということですけれども、工事連絡票を見ますと、足したもの、引いたもの、いろいろありますので、その辺を教えていただきたいと思います。

それから、パネル仕上げをFRP塗装とするというところが変更になっているわけですけれども、FRPというところをちょっと調べてみました。防水で、繊維の強化プラスチックというのが該当するものだそうです。FRP塗装については紫外線に弱いというふうに書かれているんですけれども、その辺についてはどのように考えられたのか伺いたいと思います。

それから、クラックなんですけれども、フィラー工法とノンカットフィルム工法というのがあるんですが、フィラー工法も調べてみますと、大体は0.3ミリから1ミリのときがフィラー工法で、そのほかはノンカット、その他の工法にするということなんですが、これを見ますと2ミリと。随分大きいものまで2ミリになっていて、これで大丈夫なのかなというのがありまして、設計時はどうなったのかということと、フィラー工法、これでどのくらいもたせるつもりなのかというのも、設計変更のときの考え方として伺いたいと思います。

それから、もう一つがDP塗装で防水の耐用年数3級、2級、1級とあるものを、業者のほうは3級でいいかというふうに聞いているのに対して、1級、2級というふうに答えているわけですけれども、耐用年数をどのように、この工事自体をどのように考えられて行われたのか、その辺について、まず設計ではどうだったのか、また今回の工事の変更ではどのようになっているのか教えていただきたいと思います。それが工事のことです。

それから、最低制限価格のことなんですけれども、まあ金額500万は全部一律なんだよということになっていますが、実質的には安く企業努力で入札した人がはじかれてしまうという実態がありまして、500万という金額で一律にするというのは、どうも市内業者の育成も含めてあまりふさわしくないんではないかと。もう少し丁寧に最低制限価格を設定するということを考えられたらよいのではないかと思います。最終的には管理者が決定するということになっておりますので、その辺についての考え方を管理者に伺いたいと思います。

それから、研修に関してなんですけれども、DVDで研修されたということなんですが、ど

この自治体でもパワハラに関してはしょっちゅう行っていて、またその事例も変わってくるということで、きちんとした研修をするべきではないかと思うんですが、その点はどのように考えられてこの予算になったのか伺いたいと思います。

それから、随意契約なんですけれども、全く理由が成り立たないというふうに思うんですね。例えば、脱水汚泥等処理委託の中で、自治体と合意するのは当たり前なんですけれども、それはどの業者ですよということで合意するわけではなくて、例えば処理委託については、いろいろなところを探して契約してお願いをするというのはそれは当たり前で、御努力は敬意を表しますけれども、運搬というのはどんな業者でも廃棄物処理運搬資格を持っていればできるはずなんですね。そこのところの運搬を随意契約でしてしまうというのは、脱水汚泥の運搬、し渣運搬、それと沈砂運搬、その辺に関して処分業者と最終処分と一緒にするというのはどうも納得ができないということで、その辺についてはきちんと分けるべきではないかと思いますので、その点についての見解を伺いたいと思います。

以上です。

O議長(浦和三郎議員) 11番、北村あやこ議員の再質疑に対して、当局の答弁を求めます。 [「暫時休憩をお願いします」と言う人あり]

○議長(浦和三郎議員) 暫時休憩をいたします。

若干長くなりそうなので、トイレ休憩等を取りたいと思いますので、お願いいたします。

(午前11時06分)

○議長(浦和三郎議員) 本会議を再開し、質疑を続行いたします。

(午前11時25分)

- O議長(浦和三郎議員) 11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。 稲垣次長。
- **○組合事務局次長(稲垣達也君)** 北村議員さんよりいただいた再質問にお答えしてまいります。

まず最初に、FRPの煙突の素材のことからお話しさせていただきます。

FRPの煙突の材質の変更でございますが、煙突の設置場所に避雷針がございましたので、 非電導型のものとするといった打合せの中でFRPの材質を選定したものでございます。 御質問の中にありました耐用年数はといったお話ですけれども、紫外線等を考慮しておおむ ね10年程度は耐久できるのではないかということでの変更となったものでございます。

次に、クラック処理、フィラー工法、ノンカットについてでございますが、クラック幅とクラックの深さによりまして当初の設計内容のほうで指定をしてございましたが、一律の設計で発注をしておりましたが、現場の足場設置後に確認をし、その深さを測定することができましたので、その深さに基づきまして工法の選択をしたものでございます。また、その工法の選択につきましては、本工事の設計管理を委託しております施工監理者に相談を申し上げ、適切である、また耐久、工事に支障がない等御意見をいただいておりましたので、そのような工法に変更していったところでございます。

それと、工事の全体の耐用年数の見込みはどれくらいかといったお話もあったかと思いますので、工事全体でございますが、当初設計、塗装の最終的な仕上げの選択の中で、グレードの中で大体7年対応、10年対応、12年の対応と、3種類程度の対応の塗装材の選定がございましたが、本組合の本工事の発注におきましては、ちょうど真ん中に当たります10年程度の防水対応のものとするとして発注を行ったものでございます。

あと、金額につきまして御質問をいただいたところがございましたので、そこの部分の内容 についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

詳細な金額につきまして、個々のものは割愛して、この場での説明は差し控えさせていただきたいというふうに思いますので、御理解のほうをお願いしたいと存じます。

全体のクラックの改修でございますが、クラックの改修、本発注工事におきまして、自動の低圧エポキシ注入工事といったものでクラックの補修を当初全設計しておりましたが、それを減額、それに伴いまして足場の設置後、0.2ミリの深さ未満のものはフィラー処理工法として施工を行う増の工事、そしてクラック深さの2ミリ以上のものに関してはノンカットフィルム工法とするということの増の契約、それと、もともと見込んでおりましたが、浮き補修の修繕工事がございましたが、それが工法の見直し等も含めまして一部減額、それとコンクリートの型枠のときに設置する金物の後処理、Pコンと呼ばれるものがございますが、そのPコンの浮き補修といったものが増額、それから各躯体の中で劣化部分等、打診で下地処理を行った際に欠損の補修、これが増額、また見た目は問題はなかったんですが、近くに行くと膨れている爆裂といった状況の補修、これが増額、それと同じく膜塗装の部分の浮き補修の増額、それとコンクリートのフロアごとに打ち継ぎ、コンクリートの打設面のつなぎがございますが、それの目地におきます目地補修が増額となっているもので、ここまでのお話しした建築の躯体の部分

で約500万円程度の増額が試算されたところでございます。

また、屋根の部分と煙突の部分といったお話になりますが、屋根の部分で当初アスファルト防水で巻き込んでいくというふうに考えておりましたが、それをウレタンの塗膜防水といったものに変更するということで、アスファルト防水の減、ウレタン塗膜防水の増といったことを行いました。また、煙突部分におきましても、クラックの補修、Pコンの浮き補修、爆裂の補修といったものがございましたので、このようなものを行いまして、増減合わせて約60万程度を試算しております。

それから、ルーフファンの材質の変更ですけれども、FRPから鋼鉄製ということで材質を変更しておりますが、FRP製の場合、一体型で保守が行えない、それが鋼鉄製の場合、屋根の上からオープン型で保守メンテができるよといったことでございましたので、鋼鉄製のものに替えてございます。こちらのほうは、材質の変更も合わせて約60万程度減額。

工事を大きく分類いたしますと、直接工事の中で、そのような工法の中で仮設の工事で、細かいことにはなりますが、煙突部分、暴風における倒壊等の事故回避のために、防音シートからメッシュシートへの増減といったところを見込んで仮設工事、工事の大きな分類発注といたしましては、直接仮設費、建設工事費と機械設備工事費といったところが増減の内容と大きな科目の区分ということで行ったものでございます。少しお配りした資料に沿う額の御説明はできませんでしたが、このような額の詳細ということでお伝えできればというふうに考えております。

続きまして、委託の運搬のところについて御指摘、御質問があったかと思いますので、お答 えさせていただきたいというふうに存じます。

お手元の、議長の許可を得てお配りした資料の令和5年度事業費委託業務随意契約予定一覧 表を御覧ください。

この項目で、脱水汚泥等処理委託で細分化された上から2つ目、脱水汚泥運搬及び処理業務委託、その下のし渣運搬処理及び処分業務委託、その下の脱水汚泥及びし渣運搬業務委託でございますが、こちらのほうは先ほど理由のほうで申し上げましたが、事前協議の際に、運搬の事業者はと問われる欄がございまして、運搬業者を指定した事前協議を行っておることから、この運搬を同一の業者ということで行っております。

また、当組合のコンテナ車で外部搬出を行いますが、その容量のコンテナ車を所有する地元 の企業がなかったことも大きな理由として、業者選定をした運搬を行っているものです。

また、その下の沈砂運搬処理及び処分業務の運搬でございますが、こちらも事前協議の際、

運搬する事業者はといった設問で収集運搬、処理処分まで同一の企業の立地内で行うよといったことで届けてありますので、協議に基づく業者選定によりまして、こちらの運搬も随意契約の中に入っている内容でございます。

以上でございます。

- 〇議長(浦和三郎議員) 小野管理者。
- ○管理者(小野克典君) 北村議員の最低制限価格の設定金額についての御質問にお答えいた します。

設定金額につきましては、現在、桶川市を参考にさせていただいておりますけれども、今後、 他団体の内容等も含めまして調査研究してまいりたいと考えております。

- 〇議長(浦和三郎議員) 大野次長。
- **○組合事務局次長(大野 優君)** 北村議員さんからパワハラ研修について御質問がございました。それにお答えさせていただきます。

議員さんの御指摘にございました研修につきましては、今後、状況等を見極め、協議して措 置してまいりたいと存じますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。

[「すみません、議長、答弁漏れが」と言う人あり]

- 〇議長(浦和三郎議員) 北村議員。
- ○11番(北村あやこ議員) すみません、私の質問で、外壁屋上防水工事のクラックで、幅が2ミリ以内と2ミリ以上ということで、ここで工法を変更しているんですが、お答えは深さで言っているんですね。でなくて、私のほうは、通常のインターネットなどでいろいろ検索してみると、1ミリ以上はフィラー工法をあまり使わないんだけれどもということを質問しておりますので、幅のことで御答弁いただきたいと思います。
- 〇議長(浦和三郎議員) 稲垣次長。
- **○組合事務局次長(稲垣達也君)** ただいまの答弁漏れにつきましてお答えさせていただきます。

施工管理者との打合せの中で、当初発注からの施工の変更、フィラー工法、ノンカットフィルム工法とする中で、深さにより幅も同様に表面に生じるといった御説明の下に、深さを基準でいくとその適正な工法の幅に至りますよと、幅が1ミリであって深さが仮ではございますが、5ミリといったもののクラックの状況は、コンクリートの施工上、劣化の状況上、考えられま

せんよといったようなお話を監理者より受けておりましたので、私どもとしては確認ができる 深さといったものを基準で工法の選択をしていこうよといったようなことで伺っているところ でございます。

以上でございます。

○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。よろしいですか。

以上で、11番、北村あやこ議員の質疑を終了いたします。

次に、1番、星野充生議員。

○1番(星野充生議員) では、まず第6号議案のほうから1点、8ページの歳入のところの 弁償金ですね、原子力事故損害賠償金というところで、新たに計上したというような御説明だ ったわけですけれども、結局当初は予定していなかったところでこう補正が組まれたというと ころで、じゃどうしてなのかなというところ、その辺の詳細をちょっと伺えればなと思います。 それから、第7号議案におきましては、12ページ、財務会計システムインボイス制度対応 改修業務委託、こちらについてなんですけれども、いわゆるシステム改修というようなことな んでしょうけれども、ちょっと詳細を伺えればなと思います。

それから、取引先においてこのインボイス制度実施に伴って不利益を被るような、そういう ものはないのかどうか、そこをまず伺いたいと思います。

- ○議長(浦和三郎議員) 1番、星野充生議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。 大野次長。
- ○組合事務局次長(大野 優君) それでは、1番、星野議員さんの御質問にお答え申し上げます。

初めに、第6号議案の弁償金について、その補正の理由と詳細についてでございますが、弁償金につきましては、福島第一・第二原子力発電所の事故に伴います弁償金でございまして、補正におきましては、毎年度、賠償先の東京電力ホールディングス株式会社において、本年度分の賠償についての回答が次の年度にあることから、補正予算での対応となるものでございます。

詳細は、組合におきましては、槽内に堆積した沈砂や脱水汚泥の処分先での受入れ条件に、 放射性物質濃度を測定し、規定値以下であることが条件になっておりますので、その測定に係 る委託料が対象でございます。

次に、第7号議案についての御質問でございます。

財務会計システムインボイス制度対応改修業務委託の詳細についてでございますが、適格請求書の作成及び発行機能と、その発行履歴や再発行、保存する機能を追加しまして、現在使用しております会計システムに連携させたシステムの改修を予定しております。

次に、取引先において制度実施に伴う不利益はないかについてでございますが、当組合は一般会計のみでございますので、消費税法第60条により、課税売上げに対する消費税税額と課税仕入れに対する消費税額を同額とみなすとされているため、消費税の申告義務はございません。よって、組合が買手になる場合については、これまでと同様の取引ができるものでございます。

また、組合が売手となる場合につきましては、課税仕入れを行う事業者が当該仕入れについて仕入れ税額控除を行うことができるように組合はインボイス登録を行い、制度が開始される令和5年10月1日にはインボイスが発行できるよう準備を進めているところでございます。

したがいまして、組合と取引先においては、制度の実施により不利益は生じないものでございます。

以上でございます。

- ○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。
 - 一通り終わりました。
 - 1番、星野充生議員。
- ○1番(星野充生議員) ありがとうございます。

そうしますと、まず第6号議案に関しましては、じゃ理由は分かりましたので、だから結局 第7号議案にもこの弁償金のほうは入っていないというようなところで、また来年といいます かね、そういうときに補正でまた組まれるというような、そういうのがずっと続くというよう な、そういう解釈でよろしいかどうか、そこをちょっと確認いたします。

それから、第7号議案に関しましては、一般会計のみでこれまでと同様の取引になるというようなことでございましたけれども、先番議員の質問の中で、施設運転補助業務委託のところがシルバー人材センター連合からの役務の提供というようなところが書いてありまして、シルバー人材センターともやはり関わっているのかなというふうに思います。

私がこのインボイス制度で一番問題視しているのは、シルバー人材センターとの関わりかなというふうに思っておりまして、今の現状だとシルバー人材センターは新たな税負担が発生してしまう。それがちょっと困るから、市とかがちょっと何とかしてくださいよというような意見が出ているところでございます。それがこの一、二か月で何か変わったかというと、そうい

う話はちょっと私の中では聞いていないですね、どんなふうになるのか。というところで、このシルバー人材センター連合との関係ではどうなのか。いわば今の現状のままになっているのか、それとも要はシルバーさんが困らないような何か手が今打てているのかどうか、そこをちょっと伺いたいと思います。

- ○議長(浦和三郎議員) 1番、星野充生議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。 大野次長。
- **○組合事務局次長(大野 優君**) ただいま再質問のございましたことにお答えさせていただきます。

弁償金につきましては、議員さんお見込みのとおりでございます。

インボイス制度につきましては、シルバー人材センターに対してでございますが、こちらの ほうの委託に対します対価のお支払いでございますので、現状のままでございます。

以上でございます。

- ○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。
 - 一通り終わりました。
 - 1番、星野充生議員。
- ○1番(星野充生議員) そうしますと、シルバー人材センターとの関係は現状のまま、すなわちそれはいろいろと問題になっておりますけれども、シルバー人材センターそのものがちょっと税負担を被る、新たな税負担が増える、全国では200億円とも言われておりますけれども、そういうままであるというようなことでよろしいか、改めて確認をしておきたいと思います。
- ○議長(浦和三郎議員) 1番、星野充生議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。 大野次長。
- **〇組合事務局次長(大野 優君)** 再々質問についてお答えさせていただきます。

シルバー人材さんの件につきましては、こちらがシルバー人材センターさんの請求書に基づきお支払いさせていただいておりますので、その金額でお支払いしていますので、インボイスのほうとはちょっと違うような感じがいたしますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。

以上で、1番、星野充生議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(浦和三郎議員) 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長(浦和三郎議員) 暫時休憩をいたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。 1 人につき質問時間は答弁を含めて30分、質問回数は3回までとなっております。

次に、一般質問終了後、再び休憩を取りたいと思います。提出議案に対する討論のある方は、その際に事務局まで通告書を提出願います。

(午前11時47分)

○議長(浦和三郎議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時48分)

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長(浦和三郎議員) これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。
発言は登壇にてお願いをいたします。

11番、北村あやこ議員。

[11番 北村あやこ議員 登壇]

○11番(北村あやこ議員) 北村あやこでございます。

一般質問をやらせていただきます。なるべく簡潔で手短にするように努力いたしますので、 よろしくお願いいたします。

まず、1点目として、職場環境の改善について伺います。

前議会で提案したアンケート、職場環境の改善に対するアンケートやヒアリングなどは行われていたのか、その結果をどのように共有したのか、アンケートまたはヒアリングのまとめを 資料にて説明いただきたいと思います。

2点目、その効果はどのように判断しているか、これは管理者にお願いをいたします。

3点目、2名の欠員の状況、今は11名から9名になっているわけですが、どのような業務と職員の配置になっているのか、バランスは考慮されているのか、退職した職員の業務をどう振り分けられたのか、資料を基に説明をお願いいたします。

4点目、組合の資料を自宅に持ち帰るということを聞いていますが、これは許されているのでしょうか。その根拠と、承諾は誰が行うのか伺いたいと思います。

大きな2点目、基本構想について伺います。

構成市町村の参与で構成するプロジェクトチームと事務局による参与会議がこれから今後の 組合の方向性について議論をされていると伺っていますが、これまで何回開催され、その内容 について御説明をいただきたいと思います。

2点目、し尿処理施設の耐用年数と並行して、し尿の処理方式、処理水の放流方式など、調査研究に取り組むと前議会でも答弁していますが、それぞれ3つの方式の利点、問題点、実施例、視察の感想などを一覧表にまとめて資料を基に御説明をいただきたいと思います。

3点目、ロードマップの作成は指示されたのか、前回ロードマップの作成も視野に入れてというお答えがありましたので、これを管理者に伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(浦和三郎議員) 11番、北村あやこ議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。 小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

〇組合事務局長(小高 稔君) 北村議員さんの御質問に順次お答え申し上げます。

項目1、職場環境の改善についての①前議会提案のアンケートやヒアリングなどは行われたか、その結果をどのように共有したか、アンケートまたはヒアリングのまとめの説明についての御質問にお答え申し上げます。

初めに、アンケートやヒアリングでございますが、令和4年度の職員との面談の実施状況と しては、人事評価のうちの実績評価の面談を年3回、事務局長との面談を年1回実施しております。実績評価の面談では、担当主幹との面談の中で相談事があれば対応しております。

情報の共有でございますが、何か問題があった場合には報告を受けるようにしておりますが、特に問題はなかったと認識しているところでございます。さらに、事務局長と職員との面談を個別に行いました。その概要といたしましては、議長の許可を得てお配りした一般質問通告資料1の①を御覧いただきたいと存じます。

直接面談をしておりますので、面談結果をまとめたものはございませんが、面談の際にメモ したことを資料としてお配りさせていただきました。面談の内容といたしましては、業務の進 捗確認のほかに、職場環境等についても聞き取りを行っているところでございます。

次に、③2名欠員の状況でどのような業務と配置になっているかについての御質問にお答え申し上げます。

一般質問通告資料1の③を御覧いただきたいと存じます。

現状、職員は9名で職務を遂行しております。内訳でございますが、行政委員会担当が1名、

総務担当が4名、業務担当が4名で、そのうち1名が総務担当との兼務で、事務局長を含めて計9名でございます。

業務の主な内容につきましては資料のとおりでございますが、担当主幹が各担当を統括しておりまして、係長、主査が事務または技術において困難なものに従事しております。具体的には、議会、監査、公平委員会の運営に関すること、儀式、交際及び表彰に関すること、予算及び決算に関すること、財政計画及び資金計画に関すること、工事の設計及び施工監督などでございます。

次に、主事2名で文書の収受、発送及び保存に関すること、所管事務の統計に関することなどを行い、それぞれの担当事務として、1名が職員の給与関係、共済関係、福利厚生、保健衛生に関することを主に担当し、もう1名が手数料の徴収、庁舎・公用車の維持管理、備品の管理、財務関連、入札関連を主に担当しております。

退職した職員の業務におきましては、業務担当主査、技術士2名とシルバー人材センターからの委託者で振り分けて行っております。

なお、資料にはございませんが、少人数での職場でございますので、基本担当を踏襲しつつ、 繁忙期には相互に協力し合うようにしているところでございます。

次に、④組合の資料を自宅に持ち帰ることは許されているのか、その根拠と、承諾は誰が行 うのかについての御質問にお答え申し上げます。

組合の資料を持ち出した場合、万が一資料の紛失、盗難があった際には、公務員の信用失墜 行為に該当するおそれがあり、懲戒処分の対象となることも考えられることから、職員には資 料を持ち帰らないように指導しているところでございます。

続きまして、項目2、基本構想の改定についての①構成市町の参与で構成するプロジェクトチームと事務局による参与会議は、これまで何回開催され、その内容について説明願いたいについてでございますが、これまで事前調整会議を1回と当該会議を2回開催いたしました。

それぞれの会議の内容でございますが、事前調整の会議では今後のスケジュール等について 意見交換を行いました。第1回の会議では、基本構想においてまとめた資料の現状や課題事項 について再確認を行いました。第2回の会議では、令和2年度に実施した県内の下水道接続施 設の見学状況について意見交換を行ったところでございます。

次に、②し尿処理施設の耐用年数と並行して、し尿の処理方式、処理水の放流方式など調査研究に取り組むと答弁しているが、それぞれの3つの方式の利点、問題点、実施例、視察の感想などを一覧表にまとめ、資料を基に説明願いたいについてでございますが、一般質問通告資

料2の②を御覧ください。

この資料は、令和2年度に職員が施設に出向いた下水道放流施設でございます。表には、受 入れ設備、脱臭設備等の共通設備を除いた主要設備、団体名、利点、問題点をまとめてござい ます。

議員御質問の下水道放流としての利点は、維持管理コストの削減でございます。また、下水 道放流としての問題点は、河川放流では生じない下水道料金の負担でございます。見学で感じ たことについて職員から報告を受けたところでは、主要設備の設置が少ないほど施設はコンパ クトになり、機械の稼働音が小さくなったとのことでございます。

〇議長(浦和三郎議員) 小野管理者。

[管理者 小野克典君 登壇]

○管理者(小野克典君) 北村議員さんの御質問に順次お答え申し上げます。

項目1、職場環境の改善についての②その効果をどのように判断しているかの御質問にお答 え申し上げます。

事務局長から先ほど答弁にあった内容の報告を受けておりますが、衛生組合は少ない人数で業務を行っておりますので、人間関係がこじれますと業務に支障を生じるおそれがあることから、コミュニケーションを取って風通しのよい職場環境改善に努めて、問題を未然に防ぐことが大事であると考えております。事務局長には、引き続き職場環境の維持、また改善することがあれば改善していくように指示をしているところでございます。

続きまして、項目 2、基本構想の改定についての③ロードマップの作成は指示したのかの御 質問にお答え申し上げます。

昨年11月4日に開催されました参与会議におきまして、参与及び事務局に対しまして直接 指示を出させていただきました。具体的には、当組合では処理施設の老朽化が進み、今後の長 期安定的な施設運営に際して検討すべき課題が生じていることから、参与の方々には事務局の 提案に対し、参与の皆さんが持つ幅広い知見を生かして御意見や御指導をいただきたいとお願 いをしたところでございます。

また、参与会議で意見等を求めるに当たり、事務局に対しましてはロードマップの作成も含めまして、しっかりと調査研究を行うよう指示をしたところでございます。

○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

[11番 北村あやこ議員 登壇]

〇11番(北村あやこ議員) 一通り御答弁いただきましたので、再質問を行わせていただきます。

まず、職場環境の改善ですけれども、ヒアリングを行って、あれだけのペラ1枚の紙で、どうも職場環境を把握したとは言い難いものがあります。上司と相対して話をするということは当然限られているし、本音がどこまで出るかということについてはなかなか難しいのではないでしょうか。私の知る限りでは、いろいろな問題を抱えている方が結構いるというふうに承知しておりますので、ここはアンケートで、紙でじっくりと自分自身に向かってアンケートをきちんと記述できるように、そういうことが大事なのではないかと思います。聞いたのではもちろん圧力もかかるし、いろいろな自由な意見が言いにくいというのもありますので、まずはアンケートを実施して、ストレスのない状態で今の職場環境の問題点、あるいは不満、もしくはいい点についてもきちんと書いていただくということが大事ではないでしょうか。その指示をぜひしていただきたいと思いますけれども、管理者にお答えをお願いしたいと思います。今の状況では効果が感じられていないというのが私の感想です。

それから、欠員のときのその職場の配置状況があまりよく分かりません。まず、2名の方が 欠員されているわけですけれども、そのそれぞれがどの仕事を担っていたかというのを、何か ざーっとおっしゃった職場のこのチャートではよく分からなかったんで、もうちょっと詳しく、 2名の方がどういうふうに仕事をしていたか、その仕事をどなたとどなたにどういうふうに振 り分けられたのかというのを御説明いただきたいと思います。再答弁をお願いしたいと思いま す。

それから、資料の自宅への持ち帰りですが、まあこれが本当のこと、事実ということを私は 2名以上の複数から確認をしておりますけれども、なかなか認め難いのでしょう、はっきりと した御答弁がありません。ただ、これは非常に問題がありまして、公的なものを、地方自治体 でもそうですけれども、仕事の資料を自宅に持ち帰ったら、それは時には個人情報だけではな くて、例えば入札の情報とか設計金額の情報などもあるかもしれません。そういうことも含め て情報漏えいということが非常に心配です。ですから、そこは過去にどんなことがあったのか、 それも調べていただいて、もしくは調べるのがいろいろなそれぞれの責任問題に関わってきま すから大変だとは思いますが、今後それをなくすためにはどうすればいいのか、そのことをき ちんと出していただきたいというふうに思います。これも管理者にお答えいただけますでしょ うか。大事な話なのでよろしくお願いいたします。 それから、基本構想の問題なんですが、まずはロードマップの作成はできたのかどうか。いつまでにどんなふうに、先ほどの防水工事の中でも10年、その後は知らないよという話じゃなくて、10年以内には結論を出していただかないと、10年以内に結論じゃなくて、10年後には何らかの形で新しいシステムに動いていただかないと非常に予算の無駄になるということもありますので、ロードマップ、できているなら教えてください。

それから、組織なんですけれども、この検討組織、事務局を、例えばこの組合の若手なのか、主査ぐらいの方なんでしょうか、その方がやっても、まあ事務局長も出るでしょう、この組織の中に勤めている方に事務局をお願いしたら、やはりそこはおのずと発想のエリアというのは限られてくる。もうちょっと長期的に、しかも幅広く見ていただかないと、例えばこの下水道の放流見学実績という中で、細かい検討というのがされていないんですよね。そうなると、やはりもうちょっと専門家、コンサルに委託するのもよし、ただし仕様書をきちんと精査してやっていただくということも含めて、参与の会議なら会議でいいんですけれども、別の組織としてこの組合に振り回されずに長期的な視野を持って考えるということ、だから会議の規約も含めてきちんとしていただいて検討をすることが大事なのではないでしょうか。この組織の職員が関わることではやはり制約があると思いますので、その点についての検討をしていただけないのかどうか、これも管理者に伺いたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長(浦和三郎議員) 11番、北村あやこ議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。 小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者(小野克典君) それでは、北村議員の再質問にお答えをいたします。

まず、職場環境の改善についてということで、アンケートが必要なのではないかということについてお答えを申し上げます。

先ほど来お話がありますように、組合の職場につきましては極めて少人数での職場ということもございますので、その点については事務局長をはじめ、皆さんがそれぞれの職場の状況というのは日常の中である程度把握をしている部分というのもあろうかと思います。そういった意味で今回は、先ほど面談を行ったという報告を受けましたけれども、じっくりと事務局長のほうで面談をしながら職員といろいろな話をするということも一つ有効なのではないかということで行ったところでございます。

ただ、いろいろ御意見もいただきましたので、今後必要があればアンケート等の実施なども

また検討していきたいというふうに考えております。

また、もう一つですね、組合の資料を職員が自宅に持ち帰ることについてというか、持ち帰らないということですね、この点につきましてですけれども、先ほども御答弁がありましたけれども、万が一、もし職員が持ち出した資料等が紛失、盗難等あった場合は、これは本当に大変なことになるということになりますので、先ほど局長のほうからも職員には資料を持ち帰らないよう指導しているというような御答弁がありましたけれども、私のほうからも改めて局長に指導のほうを徹底するように伝えたいというふうに、徹底してまいりたいというふうに考えております。

また、施設整備の関係につきまして、ロードマップの策定についてですかね、そのようなことについては、また下水道の処理の関係について別のチームを立ち上げたらどうかというような御意見もいただきましたけれども、実は令和5年度、精密機能検査を行いますので、その結果も踏まえまして、施設をいつまで稼働するのかということを決めていきたいというふうに考えております。その施設の稼働年数が決まればおのずとロードマップも決まってまいりますので、それに併せて、先ほど来、下水道放流については他団体の実際行っているところのメリット・デメリット等もありますので、その辺について当組合が、下水道料金等もいろいろありますけれども、そういったいろいろ課題のほうをしっかりと整理しながら、またその方向性についても検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。

小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

〇組合事務局長(小高 稔君) 北村議員さんの再質問にお答え申し上げます。

退職した職員の業務は何で、それをどう振り分けたのかといった質問についてお答えを申し 上げます。

退職した職員の業務についてでございますが、施設作業では計量取引を円滑に執行するための投入監視業務、脱水汚泥及びし渣のコンテナ積込み作業、コンテナ車の設置、誘導、搬出立会い業務、日々の生物処理の状況確認のための水質測定業務が主たる業務でございます。そのほかに、前処理汚泥脱水業務の補助を担当しているものでございます。また、事務系職員は、施設の維持管理に関する依頼、照会、回答及び予算執行の執務を担当しているものでございます。

次に、業務の振り分けでございますが、維持管理業務は業務担当職員が相互に協力し、場合

によっては技術管理者も加え、必要な業務を行っております。事務系の執務案件は、総務担当職員により、定められた期日内に執務している状況でございます。このような振り分けで事業継続をしておりますが、投入監視業務、水質測定業務のうち軽作業につきましては、シルバー人材センターの2名の方に週4日お願いしているものでございます。

- ○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。
 - 一通り終わりました。
 - 11番、北村あやこ議員。

[11番 北村あやこ議員 登壇]

○11番(北村あやこ議員) あと5分ですので簡潔に伺いたいと思います。

今、最後にお答えになった仕事の分担がよく分かりません。要するに、2人がやっていた仕事が誰かにプラスになっているわけですから、その方たちが少なくともどこの何が大変かということは分かっていると思うんですね。だから、先ほどのヒアリングじゃないですけれども、アンケートをきちんと実施して、口頭では言えないことまでもここには入ると思いますので、そういう職場の人間関係だけではなくて、仕事の中身についてもきちんとしたアンケートをする必要があるのではないでしょうか。

必要があればというふうに今管理者がお答えになりましたけれども、明らかに2人の業務がここでプラスになっている方がいて、今までよりも負担が増えている方がいるということは確かなので、そういうものを検証して、それが適切かどうかも含めて、これは必要があると思いますけれども、管理者、必要がないでしょうか。必要があると思いますけれども、その辺について御答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほど、改めて資料の持ち帰りについて指導したいということでしたけれども、 私が聞いているのは、どうやったらそういうことがなくなるのか、またそうなった場合にどう いうふうな対処をするのか、これは法的にもまず説明をしていただき、そしてどのように再発 防止をしていくのか、その辺について明快にお答えをいただきたいと思います。

それから、3分しかないので、参与の会議については改めてまたさせていただきたいと思います。

以上、この2点についてお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長(浦和三郎議員) 11番、北村あやこ議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。 小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

- **〇管理者(小野克典君)** 職場のアンケートにつきましては、そのアンケートの内容等もあろうかと思いますので、やはり繰り返しになりますけれども、必要があればアンケートも実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(浦和三郎議員) 小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

〇組合事務局長(小高 稔君) 北村議員さんの再々質問にお答えをさせていただきます。

資料の持ち帰りについての御質問でございますけれども、これにつきましては、議員の御指摘の点も踏まえ、構成市町さんの事例なども参考にさせていただき、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。

以上で11番、北村あやこ議員の一般質問を終わります。

次に、1番、星野充生議員。

〔1番 星野充生議員 登壇〕

- 〇議長(浦和三郎議員) 1番、星野充生議員。
- ○1番(星野充生議員) それでは、1番の星野充生、一般質問を行います。

今、世の中いろいろなところで耳にするのがSDGsという言葉なんですよね。どこに行っても本当にSDGsという言葉はどんどん聞こえております。いわゆる持続可能な社会の形成というんでしょうかね、そういったところ、これは誠に結構なことではございますが、ではここの組合の施設、これらに関してはこの理念に沿っての何か予定というか、そういうものがあるのかどうか、そういうところについてお聞きしたいかなと思いました。

施設の将来像についてでございますが、先ほどの管理者の答弁にも少しあったんですが、い わゆる稼働期間、これはどういうふうに今想定されているのかですとか、あと今後、例えば更 新のような時期が来たときに、じゃどういうような施設にしていこうかとか、そういうような 将来的なところをどのようにお考えになっているのかというところをちょっとお聞きしたいか なと思いますので、それについての御答弁をお願いしたいと思います。

1回目の質問は以上になります。よろしくお願いをいたします。

○議長(浦和三郎議員) 1番、星野充生議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。 小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長(小高 稔君) 星野議員さんより御質問いただきました施設の将来像についての稼働期間、長寿命化、今後の在り方についての御質問にお答え申し上げます。

初めに、施設の将来像につきましては、構成市町の全世帯が下水道接続となるときまで、収集車により持ち込まれるし尿、浄化槽汚泥の処理を継続する責務を担っていると思っており、 日々し尿処理施設の運用、維持管理に支障がないように、職員が一丸となり取り組んでおります。

現在稼働しているし尿処理施設でございますが、県内のし尿処理施設の平均共用年数が約26年のところ、組合施設は供用開始から32年が過ぎ、県内で稼働しているし尿処理施設36施設中、14番目に古い施設となっております。

議員御質問の稼働期間でございますが、現段階で明確な期間を推測することはできませんが、 浄化槽汚泥の受入れ比率が増加したことに伴う処理液の希薄化により施設負担が軽くなってい ることから、処理に支障を及ぼすこともなく管理運転を維持している状況でございます。この ような状況でございますので、長寿命化や施設の今後について、構成市町の参与さんのお力添 えをいただきながら、調査研究に取り組んでいるところでございます。

- ○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。
 - 一通り終わりました。
 - 1番、星野充生議員。

[1番 星野充生議員 登壇]

○1番(星野充生議員) 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を行いたいと思います。

答弁の中で、さっきの話とはいえ、構成市町の全世帯が下水道接続となるとき、まあおそらくそれはちょっと今のところないかなと思うんですけれども、答弁の中でも、聞いている限りでは、確かに県内の中では、施設は古いほうにはあるのかなと。ただ、そんなに今慌ててどうにかというような年代でもないというように思います。まあそれは確かにそうなのかもしれませんが、やはりどんなに延命処置を取っていっても、いずれは更新、建て替えというような時期は迎えるわけでございます。ですので、ある意味割と余裕のある時期に、やはりこういう今後の施設の在り方ということを考えていかなくてはいけないのではないのかなと。どのような施設が今後望ましいのか、そのための課題は何なのか、SDGsの理念に照らして今現在何かをできないものなのか、こういった検討というのはやはり重要なのではないかなと私は考えて

おります。

そこで、2つの点についてちょっと御答弁を伺いたいと思います。

今、人口減少がどこの自治体でも起きております。そういった中で、施設の適正規模、これをどのように考えているか。今後もし建て替えるような場合だったら、例えば現在の施設と同程度のものが妥当なのか、それとももう少し規模を縮小してコンパクトにしてきたものが望ましいものなのか、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

そして、何かできないかというようなところで、し尿の処理に当たってのいわゆるバイオマス資源というものを何か考えることができないのかというところを伺いたいと思います。

福岡県のみやま市バイオマスセンター「ルフラン」というのがあるようでして、まあここは し尿だけではありませんけれども、生ごみとかそういうものも使って施設内の電源をそこに充 てていくというようなことをやっているようです。現状の施設で果たしてそれができるものな のかどうなのかちょっと分かりませんが、何かし尿の資源化といいますかね、そういうことを やっているのか、できないのか、ちょっとその辺のところの、この組合の現状を伺いたいと思 います。

2回目、以上になります。よろしくお願いします。

○議長(浦和三郎議員) 1番、星野充生議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。 小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

〇組合事務局長(小高 稔君) 星野議員さんの再質問にお答え申し上げます。

初めに、人口減少の中で施設の適正規模をどのように考えるかについてでございますが、令和元年度に作成したし尿処理施設整備基本構想において考察された施設整備規模の設定によりますと、施設整備事業が具体化した段階で、直近のデータを使用してし尿・浄化槽汚泥等の搬出量将来予測を行い、それに基づき施設整備規模を設定しております。

その際に予測した施設規模は、令和8年度を想定した場合、現状の1日当たり150キロリットルの処理能力施設から、1日当たり88キロリットルの処理能力施設と想定しているところでございます。

このことから、施設規模の設定は、施設整備事業が具体化した段階で、構成市町において当 組合施設で処理するし尿・浄化槽汚泥の処理対象人口の推移予測が最も重要であると認識して いるところでございます。

次に、現在の施設では福岡県のみやま市バイオマスセンター「ルフラン」のように、し尿を

バイオマス資源として循環することはできないのかについてでございますが、みやま市バイオマスセンター「ルフラン」は、当組合施設と同様のし尿・浄化槽汚泥に一般家庭及び事業所の生ごみを受入れ、処理する施設でございまして、し尿処理施設とごみ処理施設の一部処理を兼ね合わせた複合型処理施設でございます。みやま市バイオマスセンター「ルフラン」は、メタンガスの生成をするために必要な回収エネルギー源として生ごみを利用している施設であり、当組合施設ではし尿・浄化槽汚泥に特定した施設であるため、同様の資源循環システムを構築することは困難な状況でございます。

○議長(浦和三郎議員) ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

1番、星野充生議員。

〔1番 星野充生議員 登壇〕

○1番(星野充生議員) それでは、3回目、これは質問というよりも、もう要望というようなことになると思います。

現状、なかなかそういうことをやるというのは難しいんだというようなことは重々承知はしておりますけれども、やはりこれから、いわばこういった循環型社会とでもいうんでしょうかね、そういうようなものの流れにやはり遅れるようなことのないようにしていただければなと思っております。そのためには、今の段階でいろいろと研究するというようなこともやはり大事なのではないのかなと思っております。

最近知ったニュースでは、私の生まれ故郷であります香川県高松市では、これは下水道なんですけれども、下水道をそういったバイオ発電に利用していると。それをさらに効率よくするために、廃棄されるうどんを何か混ぜて、それで何かやっていこうという、そういう実験が今行われているらしいんですよね、この是非はともかくとして、いろいろと研究とか実験とかということはできるんではないのかなと、やっていただきたいなというふうには思っております。いずれにせよ、今後更新の際には、やはりこういった循環型施設にできるようなことの検討の中に入れていただきたいかなと思っております。それに対しての考えというか、それについての御答弁をお願いを申し上げ、私の一般質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長(浦和三郎議員) 以上で、1番、星野充生議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いします。

[「答弁」と言う人あり]

○議長(浦和三郎議員) 当局の答弁を求めます。

小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長(小高 稔君) 星野議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

ただいま議員さんより御教授いただきましたバイオマス等を利用した循環型施設につきましては、今後調査研究してまいりたいと存じます。また、施設更新の際には、行政施設として、環境施設として、多角的な視点で調査研究した結果に基づき、適切な施設整備計画をお示しできるように努めてまいりたいと考えております。

○議長(浦和三郎議員) 以上で、1番、星野充生議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

(午後 零時30分)

○議長(浦和三郎議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時32分)

△討 論

○議長(浦和三郎議員) これより討論を行います。

ただいま討論の通告がありますので、順次発言を許します。

発言は登壇にてお願いします。

6番、池田達生議員。

[6番 池田達生議員 登壇]

○6番(池田達生議員) 議席番号6番、池田達生です。

第5号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護法施行条例の反対の討論を行います。 提案された上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護法施行条例は、従来の上尾、桶川、伊奈 衛生組合個人情報保護条例を廃止して、全国統一の法律施行条例、デジタル社会の形成を図る ための関係法律の整備に関する法律に変える内容です。これによって、組合員一人一人の情報 を非識別加工情報、オープンデータ化といって第三者には分からない仮名での情報に置き換え る作業を当組合が行うことになります。住所、性別、年齢、ほかの大量の個人情報が一部民間 大手企業へデータ提供できる仕組みになっています。

また、問題の一つは、この作業は全て外部委託となります。委託された業者は、実名の情報を基に非識別加工を行います。外部委託の業者には、全ての個人情報が渡るということです。 NHKの委託先法人から契約者情報が詐欺グループに漏えいした事例も出ています。また、加工された情報を突き合わせると、本人を特定することも可能になります。

個人に関する情報は、本人以外むやみに知られることのないようにする手だてが極めて不十分な点も問題です。プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。全国の自治体では、全国一律のこの法律に反対の決議をしている議会もあります。お隣の北本市議会もそうです。国の個人情報保護に関する法律そのものが大きな欠陥があること、そのことによって当組合員の個人情報保護策を壊し、後退させることにつながります。

以上の理由により、今回の議案については反対いたします。

○議長(浦和三郎議員) 次に、1番、星野充生議員。

〔1番 星野充生議員 登壇〕

○1番(星野充生議員) 1番の星野充生です。

第7号議案、一般会計予算、こちらについての反対の立場での討論をいたしたいと思います。 先ほどといいますかね、質疑の中で明らかになりましたこのインボイス制度に対する問題点、 これに対して、この組合の中ではやはり何かしらの手だてがあればよかったんですけれども、 それがされていないというふうに感じました。全国で200億円、新たな税負担、これをシルバー人材センターが負担しなくてはならない。そして、シルバー人材センターにはそこまでの体力がない。じゃその200億円をどうするか。会員の高齢者にお願いする、そういう仕組みになってしまっております。

このような仕組みの中で、いろいろな自治体でこのインボイス制度に対し、シルバー人材センターに対しての補助といいますか、そういったようなものをお願いするという国に対しての意見書も幾つかの自治体で出されております。こういった中において、国が今のところそういった動きが見られていない、そういうような状況の中では、やはり各自治体、そしてこういった組合の中で何かしらの手だてを打つべきではなかったかと私は感じております。

この点におきまして、当予算案に対して賛同できないというところで反対の討論とさせてい ただきますので、議員の皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○議長(浦和三郎議員) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(浦和三郎議員) 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長(浦和三郎議員) これより採決を行います。

初めに、第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(浦和三郎議員) 起立全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(浦和三郎議員) 起立全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇議長(浦和三郎議員) 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(浦和三郎議員) 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護法施行条例について、原案のと おり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(浦和三郎議員) 起立多数であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案 令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算(第2回)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(浦和三郎議員) 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案 令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、原案のと おり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

〇議長(浦和三郎議員) 起立多数であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

△委員会提出議案の報告及び上程

○議長(浦和三郎議員) 次に、議会運営委員会から議案1件の提出がありましたので、御報告します。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長(浦和三郎議員) 次に、議会運営委員会から提出されました委第1号議案について議題とします。

提出者から提出議案に対する説明を求めます。

9番、仲又清美議員。

○9番(仲又清美議員) それでは、最後に、時間が押しておりますが、議会運営委員会提出 議案について申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、委第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例につきまして御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の対象から除かれている議会における個人情報の保護について定めたいので、この案を提出するものでございます。

それでは、規定に沿って順次御説明を申し上げます。

初めに、第1章総則でございますが、第1条は、条例の目的について定めるものでございます。

第2条は、用語の定義について定めるものでございます。

第3条は、議会の責務について定めるものでございます。

次に、第2章個人情報等の取扱いでございますが、第4条は、個人情報を保有する際の制限 等について定めるものでございます。

第5条は、本人から直接個人情報を取得するときに、利用目的を明示すること等について定めるものでございます。

第6条は、個人情報の不適正な利用の禁止について定めるものでございます。

第7条は、個人情報の適正な取得について定めるものでございます。

第8条は、個人情報の正確性の確保について定めるものでございます。

第9条は、議長及び個人情報の取扱いの委託を受けた者の安全管理措置について定めるもの でございます。

第10条は、個人情報の取扱いに従事している職員等の守秘義務について定めるものでございます。

第11条は、個人の権利利益を害するおそれが大きい保有個人情報の漏えい等が生じたとき に、本人に対し通知すること等について定めるものでございます。

第12条は、保有個人情報の利用及び提供の制限について定めるものでございます。

第13条は、保有個人情報の提供を受ける者に対して、必要な制限や漏えい防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずることを求めることについて定めるものでございます。

第14条は、個人関連情報の提供を受ける第三者に対して、必要な制限や漏えい等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずることを求めることについて定めるものでございます。

第15条及び第16条は、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに係る義務について定める ものでございます。

次に、第3章個人情報ファイルでございますが、第17条は、個人情報ファイル簿の作成・ 公表すること等について定めるものでございます。

次に、第4章開示、訂正及び利用停止でございますが、第18条から第30条までは、開示請求に関する事項等について定めるものでございます。

第31条から第37条までは、訂正請求に対する事項等について定めるものでございます。

第38条から第43条までは、利用停止請求に対する事項等について定めるものでございます。 第44条から第46条までは、審査請求に対する事項等について定めるものでございます。

次に、第5章雑則でございますが、第47条は、開示、訂正及び利用停止に関する規定の適用除外について定めるものでございます。

第48条は、開示請求等をしようとする者に対する情報提供等について定めるものでございます。

第49条は、個人情報等の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めなければならないことについて定めるものでございます。

第50条は、専門的な知見に基づく意見を聞くために、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服 及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを定めるものでございます。

第51条は、条例の施行状況の公表について定めるものでございます。

第52条は、この条例の実施に必要な事項は、議長が定めることとするものでございます。

次に、第6章罰則でございますが、第53条は、職員等が正当な理由なく個人情報ファイル を提供したときの罰則について定めるものでございます。

第54条は、職員等が守秘義務を守らなかったときの罰則について定めるものでございます。 第55条は、職員が職権を濫用し、職務に必要のない個人の秘密が記録された文書等を収集 したときの罰則について定めるものでございます。

第56条は、第53条から第55条までの罰則の規定については、組合市町の区域外においても 適用することについて規定するものでございます。

第57条は、偽りその他不正の手段で保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則について 定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。 令和5年2月15日提出、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会、議会運営委員長、仲又清美。 以上でございます。

〇議長(浦和三郎議員) 以上で議案の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いします。

休憩中、提出議案に対する質疑、討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

(午後 零時48分)

○議長(浦和三郎議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時49分)

△提出議案に対する質疑

○議長(浦和三郎議員) ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(浦和三郎議員) 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

△討 論

○議長(浦和三郎議員) これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(浦和三郎議員) 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長(浦和三郎議員) これより採決を行います。

委第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例について、原 案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(浦和三郎議員) 起立多数であります。

したがって、委第1号議案は原案のとおり可決されました。

△閉会中の継続審査

○議長(浦和三郎議員) 次に、議会運営委員長から、所管事務調査事項について特定事件としたい旨の申出がありましたので、議会運営委員会所管事務調査をお手元に配付してあります。

この際、特定事件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件については、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(浦和三郎議員) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

- ○議長(浦和三郎議員) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。 小野管理者。
- ○管理者(小野克典君) それでは、令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和5年度の当初予算をはじめとした各議案につきまして、議員 の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただきましたこ とを心より感謝申し上げます。

まだまだ寒い日が続いておりますので、また各市町の3月議会を間近に控えておりますことから、議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

△閉会の宣告

○議長(浦和三郎議員) 以上をもちまして、令和5年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

本日は誠にありがとうございました。

午後 零時51分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 浦 和 三 郎

議員藤原義春

議 員 村 山 正 弘

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの(7件)

議 案 番 号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	結 果
1	上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に 関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員 の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部 を改正する条例	5 2. 15	5 2. 15	原案可決
2	上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の定年等に関す る条例等の一部を改正する等の条例	5 2. 15	5 2. 15	原案可決
3	上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者 の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	5 2. 15	5 2. 15	原案可決
4	上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例	5 2. 15	5 2. 15	原案可決
5	上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護法施行 条例	5 2. 15	5 2. 15	原案可決
6	令和4年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計 補正予算(第2回)	5 2. 15	5 2. 15	原案可決
7	令和5年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計 予算	5 2. 15	5 2. 15	原案可決

委員会提出のもの(1件)

議番	案号	件	名	提 年 J	出	議年	月	決日	結	果
	1 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の個人情報の保 護に関する条例		2.	5 1 5	2.	5 1	5	原案可	可決	